

資料1 社会福祉法人京田辺市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 第2次京田辺市地域福祉活動計画（以下、「活動計画」をいう。）の策にあたり、幅広く意見を求め、活動計画を円滑に推進するために、地域福祉活動計画策定委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、地域福祉活動計画の策定及び実施に関して必要な事項を調査協議し、会長に具申する。

(組織)

第3条 委員会は、20名以内で構成する。

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者の内から、京田辺市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）会長が委嘱する。

- (1) 地域福祉活動計画推進委員
- (2) 市社協地域役員
- (3) 社会福祉関係団体
- (4) 福祉施設、事業者関係、団体
- (5) 社会福祉関係住民団体
- (6) 学識経験者
- (7) 社会福祉行政機関
- (8) その他、会長が適当と認める個人及び団体の代表

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第6条 委員の任期は、1年以内とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役職によって委嘱された委員については、前項の規定に関わらず、その職を辞して解くものとする。

(会 議)

第7条 委員会は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 第1回委員会の会議の招集は、前項の規定にかかわらず、市社協会長が行う。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外のものの参加を求め、意見を聞くことができる。

(地域福祉活動計画推進委員会)

第8条 活動計画の策定を円滑に進めるために、第1次地域福祉活動計画の進捗評価などを行ってきた地域福祉活動計画推進委員会において、必要な資料の収集、調査及びその他の各種研究を行う。

(作業部会)

第9条 活動計画の円滑な作業を進めるために、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務は、市社協ふれあい福祉課において処理をする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て、委員長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。